

(高等裁判所経由)

最高裁人任一E第000707号

(人い-1)

平成17年3月22日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 山崎 敏 充

簡易裁判所判事選考候補者の推薦基準について (通達)

簡易裁判所判事選考規則第16条の規定による標記の候補者の推薦に当たっては、下記1の推薦基準に該当する者で、簡易裁判所判事としてふさわしいものが推薦されるよう配慮してください。

記

1 推薦基準

選考を実施する年の4月1日現在、年齢が40歳以上であって、次の(1)又は(2)の基準に該当する者

(1) 司法事務従事者

次の在官年数（休職及び停職により実質勤務しなかった期間を除く。人事交流等により他の機関に勤務していた期間を含む。）が、通算して18年以上であること。

ア 裁判所における官職の在官年数

イ 副検事、検察事務官及び法務事務官の官職の在官年数

ウ その他最高裁判所がアに準ずるものと認める官職の在官年数

(2) 学識経験者

次のア又はイのいずれかに該当すること。

- ア 大学を卒業後，職業経験又はこれに代わる社会経験を23年以上有する者
- イ 簡易裁判所判事推薦委員会がアに代わる学識及び経験を有していると認め
た者

2 推薦基準に関する照会

1の(1)のウの官職の認定を必要とする場合その他推薦基準に関して疑義がある場合は，別紙様式を添えて最高裁判所に照会する。

付 記

この通達は，平成17年4月1日から実施する。

